

相続ブック NEWS RELEASE 2026年2月号

英和コンサルティング
英和税理士法人

東京都品川区西五反田2丁目2番10号
ポーラ第2五反田ビル7F
PHONE: (03)3491-3811 <https://www.eiwa-gr.jp/>

NEWS RELEASE NEWS RELEASE

知っておきたい！「下請法」改正と公正取引委員会

22年ぶりの「下請法」改正！
企業の取引ルール総点検？
意外と知らない「公正取引委員会」



今年の1月1日に「下請法」の改正法が施行され、規制内容の拡充で、名称も変わりました。仕事を発注し、代金を払う大企業は中小企業より強い立場にあるため、不当取引を減らし、中小企業の利益を保護するのが狙いです。

下請法が取適法に？

●ルール改正、企業は要対応

今年はビジネス環境に影響の大きいルール変更が見込まれています。その中の1つ、「下請法」が改正され、「**中小受託取引適正化法**（取適法）」として今年1月1日に施行されました。

下請法とは？

正式名称は「下請代金支払遅延等防止法」で下請取引の公正化を目的とし、下請事業者の利益保護を目的として1956年に制定された。

- 親事業者の義務：発注書の作成・交付・保存、支払期日の決定等
- 親事業者の禁止行為：受領拒否、支払遅延、減額、返品、買いたたき等

●なぜ今、下請法の改正なの？

つぎの背景で法改正が検討されていました。

- ① 近年、労務費、原材料費、エネルギーコス

トが急激に上昇する中で「物価を上回る賃上げ」実施には**賃上げ原資の確保が必要**。

- ② 中小企業が原資を確保するには、サプライチェーン全体の「**構造的な価格転嫁**」が重要。
- ③ 中小の受注者に負担を押し付ける**商慣習を一掃**し、取引の適正化と価格転嫁を進める。

●名称変更！「下請」と呼ばない

改正の新法では「下請」という用語が無くなりました。用語も変更され、企業間に規模の大小はあっても立場の上下はないとの趣旨です。

中小企業や個人事業主

下請事業者

中小受託事業者

中小に仕事を発注する

親事業者

委託事業者

下請代金

製造委託等代金

●新たな禁止項目を追加！

●協議に応じない一方的な価格決定の禁止
意図的な禁止行為をすると、公正取引委員会から勧告を受け、社名を公表されることも。

●手形払いの禁止
中小企業の資金繰り悪化の原因になりがちな手形決済が禁止に。手形払いは支払遅延扱い

●振込手数料の受注者負担の禁止
中小受託事業者の合意の有無にかかわらず、振込手数料の差し引きは違反（減額）に。

●適用対象企業が拡大した！

適用対象も広がりました。従来の資本金基準に加え、従業員基準（製造委託300人、役務提供委託100人）が追加され、規制と保護の対象が拡充になりました。

＜中小企業同士でも対象に＞ 従業員300人超（役務提供委託100人超）の企業が、300人以下（同100人以下）の企業や個人と取引する場合、返品や支払遅延といった禁止行為に留意する必要があります。

従来の下請法の対象外となる中小企業同士の取引でも、従業員数の大小の関係で指導対象となります。中小企業でも、受注事業者として禁止行為に注意が必要になるケースも。

●資本金1億円以下の隠れ大企業

＜資本金基準に従業員基準が追加＞

| 委託 | 発注（大企業） | 受託（中小） |
|-------|------------------|-------------|
| 製造・修理 | 資本金基準 | |
| | 1,000万円超3億円以下 | ⇔ 1,000万円以下 |
| | 3億円超 | ⇔ 3億円以下 |
| | 従業員基準（新設） | |
| | 300人超 | ⇔ 300人以下 |
| 役務提供 | 資本金基準 | |
| | 1,000万円超5000万円以下 | ⇔ 1,000万円以下 |
| | 5,000万円超 | ⇔ 5,000万円以下 |
| | 従業員基準（新設） | |
| | 100人超 | ⇔ 100人以下 |

資本金の大小だけで適用対象を決めていましたが、節税目的などで1億円以下に資本金を減資する企業が増えている点を考慮したものです。

●不当な商慣習の一扫を狙う！

適用対象となる取引として、商品を発送するための運送委託が追加されました。

＜荷待ちの強要、下請けの負担＞

立場の弱い物流業者が荷役や荷待ちを無償で行わされているなどの問題が顕在化していた。従来は運送事業者から運送事業者への再委託が対象だったが、発荷主（部品メーカーや卸売業者等）から運送業者への委託も対象に。

改正



公正取引員委員会って？



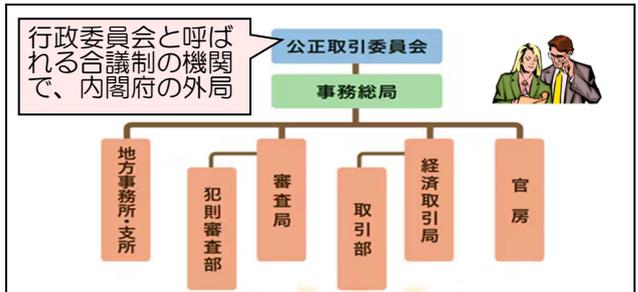
●「経済の憲法」の番人

公正取引委員会は「公正で自由な競争原理を促進し、民主的な国民経済の発達を図る」ことを目的として設置された行政機関です。

＜憲法と同一年＞ 「独占禁止法」を運用するために設置された機関で、**独占禁止法の補完法である「取適法」**の運用も行う。設立は独禁法施行の1947年7月20日で、一部業務については第二次世界大戦後、GHQ指揮の下、財閥解体を主導した持株会社整理委員会から引き継いでいる。

●内閣府の外局で独立組織！

独占禁止法の運用により自由な経済活動が公正に行われるよう、企業の違反行為に目を光らせ、消費者の利益を守っています。内閣総理大臣により国会の同意を経て任命された委員長と4人の委員の計5名で構成され、他から指揮監督を受けることなく独立して職務を行います。



委員長と4人の委員の下に事件の調査や監視などを行う事務局があり、官房、経済取引局、審査局、犯則審査部、地方事務所・支所で構成されています。その役割の重要性の高まりから予算、人員ともに強化されてきており、現在は約900人の職員が働いています。

●ルール違反にイエローカード



＜「独占禁止法」違反への措置＞

| | |
|---------|---|
| 排除措置命令 | 違反行為をやめさせるために、必要な措置を命じる |
| 課徴金納付命令 | 私的独占、カルテル、不公正な取引方法を行った事業者に課徴金 |
| 刑事罰 | 違反企業や業界団体の役員には懲役や罰金も。不当取引制限違反は法人は5億円以下の罰金、個人は5年以下の懲役または500万円以下の罰金 |

＜「取引適正化法」違反への措置＞

| | |
|-----|------------------------------------|
| 指導 | 比較的軽微な違反。非公開で改善促す |
| 勧告 | 悪質、影響大の場合。違反行為の是正や減額下請代金の返還。企業名の公表 |
| 刑事罰 | 違反者と法人に50万円以下の罰金。 |

●M&Aに対する審査も！

企業のM&Aや株式取得などの企業結合が独占禁止法上、問題がないかを審査します。一般消費者に不利益となるような競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止することができます。



＜企業統合に待った！＞

2009年、旧新日本製鉄は傘下のステンレス事業を日新製鋼と統合する方針を打ち出したが、公正取引員会の反対で断念。2011年、新日本製鉄製と住友金属工業の合併につき、一部条件付きで認めると発表、グローバル競争の実態を意識したものとして評価された。

●フリーランスの取引適正化へ

デジタル社会進展に伴う新しい働き方として

普及したフリーランスと取引先の業務委託契約に関し、最低限の規律を設けるため、2024年11月「フリーランス・事業者間取引適正化法」が施行へ。違反した発注事業者には公正取引委員会が指導・勧告等できることに。

●巨大ITの寡占状態に危機感



直近ではプラットフォームと呼ばれるIT大手をめぐる事態調査も行っています。「GAFA」と呼ばれる米Google、アップル、フェイスブック、アマゾン・ドットコムを念頭に、M&A審査のルール整備などによるデータ独占への対応も行っています。

<Googleに排除措置命令>

昨年4月、米Googleがスマートフォンのメーカーに対し自社のアプリを搭載させる契約を結ぶなど独占禁止法に違反する行為をしていたとして違反行為の取りやめなどを求める排除措置命令を出した。「GAFAM」と呼ばれる米巨大IT企業に公正取引委員会が排除措置命令を出すのは初めて。

取引適正化法の影響



●「下請けいじめ」の事例

下請法の勧告事例は公開されており、ニュースで見かけることも多くなっています。

<下請法違反の勧告事例>

| | | |
|---------|---------------|---|
| 2025/2 | ビックカメラ | 下請事業者51名に払うべき代金総額5億5,746万円を減額していた。 |
| 2025/3 | シャトレーゼ | 受領してない商品を下請事業者に無償で保管させた。11事業者、総額2,382万円 |
| 2025/5 | 井関農機 | 102事業者に発注が長期間ないのに、約2万個の金型を無償で保管させた。 |
| 2025/9 | スパ-Olympic | 割戻して下請代金を減額。16事業者、総額1,727万円 |
| 2025/9 | ヨドバシカメラ | ポイント名目で下請代金減額6事業者、総額1,349万円 |
| 2025/10 | トヨタ自動車 東日本 | 発注が長期間ないのに、10事業者に金型440個を無償で保管させていた。 |
| 2025/11 | 福岡ダイハツ販売 | 代車を無償で提供させた。24事業者、総額1,739万円 |
| 2025/12 | マキタ | 発注が長期間ないのに、84事業者に金型3,214個を無償で保管させていた。 |
| 2025/12 | スニック(スズキの子会社) | 10事業者に300超の部品の買いたたき(単価据置) |

●赤沢経産相、自動車業界に遺憾

昨年11月、赤沢経済産業大臣は、自動車業界で下請法違反が相次いでいることを受け、「業界全体の信頼を損なうもので極めて遺憾」

と言及。公正取引委員会は昨年10月、トヨタ自動車東日本に金型無償保管で再発防止を勧告したが、親会社のトヨタ自動車を巡っては24年に別の子会社が同様に勧告を受けています。

●荷待ち強要、運送530社を指導!

昨年12月、公正取引委員会と中小企業庁は運送事業者間の取引について調査を行い、荷待ちの強要といった下請法違反やその恐れで、計530社に指導を行ったと発表。今年1月からの取適法では荷物を発送する「発荷主」による運送委託も規制対象になるので、国土交通省と連携を強め、不当な商慣行の一扫を狙います。

●従業員基準で適用対象が拡大?

適用対象に従業員基準が新設されたため、資本金が少なくても一定以上の規模の会社は親事業者(取適法:委託事業者)としての義務を負うことに。また、資本金基準では対象外でも従業員基準により、新たに下請事業者(取適法:中小受託事業者)の対象となる取引先が増える可能性があります。

<対象取引が4~12%増加?>

これまで製造業の取引の約35%、運輸・郵便業では約41%、情報処理・提供サービス業は約37%、ソフトウェア業は取引の約54%がそれぞれ下請法の対象だったが、取適法では4~12%ほど対象取引の増加が見込まれるとか。

●要チェックポイントは?



親事業者(委託事業者)は委託先企業について従業員数の把握が必要です。「協議を行わない一方的な価格決定」が違反となるため、価格決定での協議内容を記録し残すことも重要になってきますし、契約書の用語も要確認です。

<振込手数料の負担も要チェック>

これまで下請事業者(中小受託事業者)との書面での合意を条件に、親事業者(委託事業者)が代金を支払う際の振込手数料を下請事業者(受託事業者)に負担させて、代金から差し引くことが認められていた。取適法では合意の有無にかかわらず、振込手数料を差し引くことは違法に。

●特に影響の大きな業界は?

<取適法スタート!業界別の注意点>

| | |
|--------|---|
| 製造業 | 部品や材料の調達で対象となる取引が多く、価格協議体制の整備が急務。 |
| 運送業 | 新たに規制対象となるため、荷主企業は運送委託の条件を見直す必要が。運賃の他、荷待ち時間や附帯作業の有償化も検討課題 |
| 建設業 | 重層下請構造のため、元請から下請への支払条件の改善が連鎖的に必要となる。手形払いが多い業界のため対応が求められる。 |
| IT/IT業 | 役務提供委託として従業員100人基準が適用される。システム開発の請負契約、SES契約などの見直しが必要。 |

2024年度相続税の申告事績—課税割合が初の10%超えに！

●課税価格も税額も最高額に！

2024年中に亡くなった方は160万5,378人で、相続税が発生する申告書は16万6,730人、課税がない申告書は3万9,755人分が提出されました。

相続税の課税割合は10.4%と、10人に1人に相続税がかかる状況で、2015年の増税以来、過去最高となりました。

地価が高い地域では課税割合が高くなっており、最も高い東京都ではなんと“5人に1人”が課税対象に！

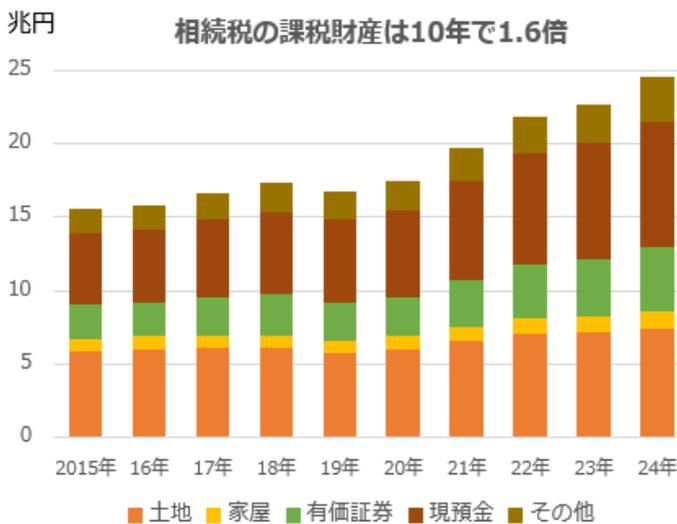
課税割合が高い都道府県

| | |
|------|-------|
| 東京都 | 20.0% |
| 愛知県 | 16.2% |
| 神奈川県 | 15.5% |
| 埼玉県 | 11.9% |
| 奈良県 | 11.8% |
| 京都府 | 11.7% |
| 千葉県 | 11.3% |

●課税価格と申告税額も過去最高

相続税の課税価格（財産から債務控除等した調整後）は23兆3,846億円（前年比8.1%増）、相続税額は3兆2,446億円（同8.0%増）と、2015年の改正以来最高額を記録。

相続税の課税財産は年々増加し、2024年は10年前の1.6倍に！内訳は①現預金：8兆5,602億円、②土地：7兆4,074億円、③有価証券：4兆3,676億円の順で、土地と現預金は10年前と順位が逆転しています。



◆2015年の相続税大改正とは？

相続税は、基礎控除を超える部分にかかります。2015年の改正で、基礎控除は「**3,000万円+法定相続人×600万円**（改正前5,000万円+1,000万円×人数）」に減額され、大增税に！

この年を境に課税割合が前年の4%台からいっきに8%に上昇、相続税は身近な税金になりました。

●財産評価はこんなにあがっている

◆路線価は？

10年前と比べると、土地の評価に使う“路線価”は、大阪御堂筋で1.5倍、横浜駅バスターミナルで1.4倍など大きく上昇しています。

◆株式は10年で3倍

日経平均株価の終値は、2015年1月は1万7,000円台でしたが、今や5万円を超え、手持ちの有価証券は3倍に増えた計算です。



◆金は5倍強に！

1グラム当りの金の買取価格も、2015年1月の4,803円に対し、2026年1月は24,292円と5倍を超えています！（田中貴金属HPより）

財産が増えるのは嬉しいものの、相続税がかかるのであれば、喜んでばかりもられません。

基礎控除がそのまま、評価だけがあがれば増税になっているのと同じということに。

◆都道府県庁所在都市の最高路線価◆

| 順位 | 都市名 | 所在地 | 2025年 | 2015年 |
|----|-----|----------------------------|------------------|---------|
| 1 | 東京 | 中央区銀座5丁目 中央通り（鳩居堂前） | 4,808万円 +78% | 2,696万円 |
| 2 | 大阪 | 北区角田町御堂筋 | 2,088万円 +151% | 832万円 |
| 3 | 横浜 | 西区南幸1丁目横浜駅 西口バスターミナル前通り | 1,720万円 +141% | 713万円 |
| 4 | 名古屋 | 中村区名駅1丁目名駅通り | 1,288万円 +75% | 736万円 |
| 5 | 福岡 | 中央区天神2丁目渡辺通り | 968万円 +94% | 500万円 |

●対策のポイントは“分け方と資金準備”

相続税では、家族構成、財産と債務の状況、税負担によって、遺産分割方法の工夫と納税資金対策が必要となります。一度、試算されるとよいでしょう。

過去に試算済みの方も、今の時点の評価に置きなおしておきましょう。

課税価格帯ごとの平均納税額

| 相続税の課税価格 | 被相続人の数 | 平均納税額 |
|-------------|---------|-----------|
| 5千万円以下 | 40,824 | 23万円 |
| 5千万円超1億円以下 | 89,369 | 235万円 |
| 1億円超 2億円以下 | 42,459 | 1,160万円 |
| 2億円超 3億円以下 | 10,509 | 3,396万円 |
| 3億円超 5億円以下 | 6,282 | 7,267万円 |
| 5億円超 7億円以下 | 2,005 | 1億3,428万円 |
| 7億円超 10億円以下 | 1,215 | 2億2,035万円 |
| 10億円超 | 1,198 | 7億8,710万円 |
| 合計 | 193,861 | 1,550万円 |

